

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年7月28日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 小野 周一

記

1. 監査対象 上下水道課の令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和5年5月15日から令和5年6月7日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金における徴収権の消滅時効に係る事務処理において、一部関係法令に基づいた処理となっていない。	ご指摘のとおり、納期到来時から時効が進行するものであるため、今後は各納期毎に管理を行います。